

## 督促状（ハガキ）について 关于催缴单（明信片）

**重要** 市税等の納付が確認できません。  
市税等は納期限までに納めなければいけません。  
今後は納期限内に納付してください。

**重要** 无法确定您已缴纳市税。  
市税必须在缴纳期限内缴纳。  
以后请在缴纳期限内缴纳。

### 【納期限を過ぎた場合】

次の市税等が納期限を過ぎても納付されない場合は「督促状」が發送されます。

- ・市県民税（普通徴収）
- ・国民健康保険税（普通徴収）
- ・軽自動車税（種別割）
- ・固定資産税・都市計画税
- ・介護保険料（普通徴収）
- ・後期高齢者医療保険料（普通徴収）
- ・市県民税（特別徴収）
- ・法人市民税

○指定納期限までに必ず納付してください。

### 【超过缴纳期限的话】

以下市税如若超过缴纳期限仍未缴纳的话将会收到《催缴单》。

- ・市民县民税（普通征收）
- ・国民健康保险税（普通征收）
- ・小型汽车税（按类型）
- ・固定資産税・都市计划税
- ・护理保险费（普通征收）
- ・高齢者医疗保险费（普通征收）
- ・市民县民税（特別征收）
- ・法人市民税

○请务必在指定缴纳期限内缴纳。

### 【滞納処分について】

督促状を發した日から起算して10日を経過した日までに完納しないときは、滞納処分を受けることとなります。

○納付がない場合は、財産調査し順次差押を執行します。

【主な差押財産】・預貯金 ・給与 ・年金 ・生命保険 ・自動車 ・不動産など

### 【关于滞納処分】

从寄送催缴单之日起算，如果超过 10 日仍未完成缴纳的话，将会接受滞纳处分。

○如果未缴纳，我们将进行财产调查并依次进行财产扣押。

【主要扣押财产】・存款和储蓄 ・工资 ・养老金 ・人寿保险 ・汽车 ・房地产等

### 【延滞金について】

納期限までに税金等を完納しないときは、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年 14.6%以内（納期限の翌日から 1 月を経過する日までの期間については、年 7.3%以内）の割合で計算した延滞金を合わせて納付しなければなりません。

### 【关于滞纳金】

在截止日期前未能完全缴纳税金的，必须和税金一起缴纳滞纳金。滞纳金按照从截止日期的第二天起到付款日的天数进行计算，为年 14.6%以内（从截止日期的第二天起到付款日的天数在 1 个月以内的，按年 7.3%以内算）。

### 【納付したのに督促状が届いた場合】

すでに納付済の場合は、行き違いですのでご了承ください。

金融機関等で納付してから市に収納されるまでに 10 日程度かかることがあります。

### 【缴纳后仍收到催缴单时】

如果您已缴纳，那是我们这边的差错，敬请谅解。

从向金融机构付款到市里收到款可能需要 10 天左右的时间。

### 【分割納付されている方等】

やむを得ない事情により分割納付されている方、既に相談済の方にも督促状を送付しなければなりません。連絡は不要です。

### 【分期付款的人】

对于不得已采取分期付款，且已经经过商谈的人也必须寄送催缴单。不需要联系。

### 【相談窓口】

小山市役所 納税課

栃木県小山市中央町 1-1-1 電話 0285-22-9444

### 【咨询柜台】

小山市政府 納税科

栃木県小山市中央町 1-1-1 电话 0285-22-9444